平成22年特定サービス産業実態調査

広告業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上 の目的以外に使用されることはありません

平成22年11月1日経済産業省

- ○調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- ○<u>調査票の項目で灰色に塗りつぶされている部分がある場合は、その部分に記入する必要はありま</u>せん。
- ○ご記入いただきました調査票は、原則として「統計調査員」が回収に伺いますが、郵送により提出をお願いする場合がございます。その場合は、同封の「返信用封筒」を使用して提出してください。なお、ご記入の内容について問い合わせをすることがありますので、「調査票の記載例」の裏面を記入者(事業所)の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒のボールペンではっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3)金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4)割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。ただし、調査項目に「***」がある場合は、必ずしも内訳の和が100%にはなりません。
- (5) **この調査は、事業所単位の調査となっています。**したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「広告業務」について<u>「あなたの事業所」に関する内容を記入してく</u>ださい。同一企業内の他の事業所分は含みません。

Ⅱ. 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類 7 3 1 - 広告業に格付けされる事業所です。以下を主たる業務として行っている事業所は、調査の対象となります。

- ①広告代理業など、依頼人のために、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択等、総合的なサービスを提供する事業所、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネットその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する業務
- ②看板、広告塔など、屋外において広告物の表示を行う業務
- ③フリーペーパー、ミニコミ紙など、自ら広告媒体を発行し、広告収入を得る業務
- ④折込み広告、ダイレクトメールなどの業務
- 業務の具体的内容については、5~6頁の業務種類区分を参考にしてください。

- ◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は、「広告業」の調査対象とはなりません。
 - ① 広告制作業[小分類 415]

主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う事業所をいいます。

【例示】広告制作業、広告制作プロダクション

② テレビジョン番組制作業[小分類 411-映像情報制作・配給業] 主としてテレビジョン番組(アニメーション制作業を除く)の制作を行う事業所をいいます。

【例示】テレビジョン番組制作業、テレビコマーシャル制作業

③ 音声情報制作業[小分類 412]

主としてレコードの企画・制作を行う事業所、ラジオ番組の制作を行う事業所をいいます。

【例示】ラジオスポット制作業(ラジオコマーシャル制作業)

④ 看板・標識機製造業[小分類 329-他に分類されない製造業]

主として看板及び標識機(電気的、機械的なものを含む)を製造する事業所をいいます。(ネオンサインを製造する事業所を含む)

【例示】広告装置製造業、展示装置製造業、標識機製造業、ネオンサイン製造業、看板製造業(看板書き業を除く)、アドバルン製造業

- ⑤ 看板書き業[小分類 929-他に分類されない事業サービス業]
- ⑥ 商業写真業[小分類 746-写真業]

【例示】商業写真業、宣伝写真業、出版写真業、広告写真業、芸術写真業

- ⑦ 他に分類されない事業サービス業[小分類 929]
 - 【例示】メーリングサービス業(メーリングサービス業:郵便物等の差出人から依頼を受けて郵便物等の区分け、発送を行う(発送代行)業務をいいます(日本郵政公社の定義)。サンプル配布業、ポスティング業
- ⑧ 依頼を受けてチラシ等の印刷のみを行う事業所
- ⑨ 自企業の広告のみを取り扱っている事業所(企業の広告宣伝部)
- ⑩ 屋外における広告物の表示であっても、自己の所有する建造物の管理とみることが適当である業態の事業所

(参考) 日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。詳細は総務省のホームページ

【http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm】をご覧ください。

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

	調査事項	記入注意
1	事 業 所 名 及び所在地	(1)「I 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、"株式会社"などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。
		(2) 「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、 余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、 あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。
		(3) 「 Ⅲ 本社の所在地」 については、あなたの事業所が支社、支店及び営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。
2	経営組織及び 資本金額	(1)「I 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。 (2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は
		「1」万円、5千円未満の場合は「O」万円と記入してください。)。
		1 会 社 株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。
		公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 の法人・ (※)「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支
		団体 店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務 所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。

番号	調査事項		記	入	注	意		
3	本社•支社別	「 I 事業所の 容が違う場合は 号を○で囲んでく ださい。なお、親 関係はありません	ください。ま 見会社と子会	し、あなた た、本社・	の事業所に支社別の日	が該当する本 内容は以下の	本社・支社別 表を参照し	の番てく
		1 単独事業所		• • • • • • •		本店や支社 		当
		2 本 社	他の場所に それらのす なお、本社 いるような	、同一経営 べてを統括 ・本店の各 場合は、社	の支社・支 している 部門がい 長などの代	を店及び営業 事業所をいい	所があって、 ます。 所に分かれて 事業所を「2	
		3 支 社	他の場所にいいます。	ある本社・	本店の統	括を受けてい	いる事業所を	<i>Y</i>

◎以下の調査事項(番号4~7)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。 他の事業所分は含みません。

4 年間売上高

- (1)「I 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」
 - ① 事業所の年間売上高については、<u>あなたの事業所が平成21年11月1日 から平成22年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u>

なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、 最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。

- ② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。
- ③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。
- (2)「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」
 - ① 上記(1)の「I」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「広告業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。
 - ②「広告業務」の内容については、本記入注意の「II. 調査対象となる事業所」 に記載されている業務(1頁参照)に基づきますので、当該部分を参照し てください。

番号	調査事項	記入注意
4	年間売上高	③「その他業務」には広告業務以外の事業(業務)の売上高を記入してください。 売上高の記入がある場合には、調査票上の矢印に従って「その他業務の内訳」 の項目欄に、該当する業務の売上高割合を記入してください。 なお、「その他業務の内訳」の項目欄における業務の内容については、本 記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分 (7~8 頁参照)に従ってください。
		 (3)「Ⅲ 「広告業務」の年間売上高の業務種類別割合」 ① 「広告業務」について、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。 ② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。
		業務種類区分内容例示新聞広告 雑誌広告 アレビ広告 ラジオ広告○新聞(日刊紙、業界紙など)、雑誌(月刊誌、週刊誌、専門誌など)、テレビ(地上波、CS、BS、CATVなど)、ラジオ(AM、FMなど)のマスメディアを広告媒体として行う広告
		交 通 広 告 〇鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及 び駅など交通機関の建造物を利用して掲示する広告
		 インターネット広告 (バナー広告、テキスト広告、検索 結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告 (携 帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する 広告) など
		屋外広告 ○広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告
		折込み・ダイ ○新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ レクトメール 配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の 広告

番号	調査事項		記	入	注	意	
4	年間売上高	(つづき)					
		業務種類区分		内	容	例	示
		SP·PR· 催事企画	ロパ(ど P 受 企 動 広 企 企 に 催 B で し 主 の の す (で R け 業 と 告 画 業 関 事	7 に主告ペピ文での立つるイ売レス社をブの化の依案ンもべ促ン=名取リ間イ記頼、ボのン進ダ店入扱ッのべ者にCルをトの一頭りうク良ン会基I・い)た	等販のもリ好/見づ(マい企の促鉛のレな企設いコーま画刷な、いシュニッに一クすとり、シー・ション・シー・ション・シー・ション・シー・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション	、POP 「購皿すンニがユ誌ーー では、メートのトポースが、サークでは、	タ・ィな のて活各年:) 向企 タ・ィな のて活各年:) 向企
		その他	と契約し 例えれ 電柱広告 る広告のが の開発れ ○自ら発行	ン、依頼人 ば、電新時 告、海外広 など こめの売り	のために行 法広告、映画 活告(海外の 法、広告の分 上げ ーペーパー	う広告業系 画館・劇場 D広告媒体 企画、広告	間を広告媒体企業 第をいいます。 広告、浴場広告、 を利用して実施す の開発、広告技術 イド紙、広告誌な

番号	調査事項		記	入	 注	 意				
5	年間売上高 の契約先産 業別割合		0%となるよう 計が100% い。	うに整数で にならなV	記入してくだい時は、割合	ごさい。 ・の最も大きレ	いところで調整			
		建設業	土木建築工事 工事業、板金 通信・信号装	• 金物工事	¥、塗装I	ジリフォームエ 上事業、電気エ				
		製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣用品を含む)、木材・木製品、家具・装備品加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油							
		電 気・ガス・ 熱供給・水道業	電気業、ガス	業、熱供給	業、水道業					
		情報通信業	通信業 (固定 するサービス 放送業)、情報 供サービス業 声・文字情報 業、新聞業、 作に附帯する	業)、放送報サービス()、インタ制作業(明出版業、原	業(公共放業(ソフト 中ネット附 中なり 中 体 情報制作 な 告制作業、	送業、民間が ウェア業、情 随サービス業 ・配給業、音	び送業、有線 「報処理・提 を、映像・音 「声情報制作			
		運輸業,郵便業	鉄道業、一般 送業、一般貸 一般貨物自動 車運送業、海 海運業、沿海 航空機使用業 取扱業、関 運輸に附帯す	切旅客自動車運送業、配利用運送 配利用運送 海運業、内 、倉庫業、 代理店、こ	車運送業、 特定貨物自 業、その他 陸水運業、 冷蔵倉庫業 した包業、運	その他の道路が 動車運送業、 見の道路貨物選 船舶貸渡業、船 意、港湾運送業 運輸施設提供業	旅客運送業、 貨物軽自動 選送業、外航 亢空運送業、 き、貨物運送 き、その他の			
			商社、代理商 百貨店・スー				页売事業所 、			
		保険業	銀行業、協同機関、貸金業取引業、補助代理業、保険	・投資業等 的金融業、	等非預金信用 金融附帯業	機関、証券業	(美、商品先物			

	業 種 例 示 下動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸
業別割合高 不動産業 ,不動産取引業、2	
	下動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸
務所、公証人役場 学術研究, 理士事務所、社会 専門・技術 術家業、経営コン サービス業 信所など)、技術	機関、専門サービス業(法律事務所、特許事 場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税 会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸 サルタント業)、その他の専門サービス業(興 サービス業(獣医業、土木建築サービス業、 品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、そ 、ス業
サービス業他の一般飲食店、	ン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、 レ、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その
サービス業 娯楽業 墓地管理業、冠州 除く),興行団、ス	・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅 ズ業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・ 香葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を ポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含 地・テーマパーク、その他の娯楽業
	也の教育,学習支援業(社会教育、職業・教育 也、教養・技能教授業(外国語会話教授業、 校授業など))
働者派遣業、その 複写業、警備業、 経済・文化団体、	自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労 他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・ 他に分類されない事業サービス業、政治・ 宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、 いサービス業)、外国公務(外国公館、その他
公 務 国家及び地方公務	5
同業者「広告業」の同業	達者 (同一企業間の企業内取引を含む)
※そ診療所、助産・看その保健衛生(保健所)他保険・社会福祉・のの児童福祉事業、者	業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科 護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、 行、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会 介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、 送人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その
	上会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵など ※海外(国外)取引による売上高は、 ごさい。
	各種団体が属する産業ではなく、直接個人を 合は、ここに含めてください。

番号	調査事項		 記	 入	注	 意		
			•					
6	年間営業間のおります。 ままま では は できま	区分に従って	事で 見れる 11日から 大 門 大 一 大 一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大 大一 大一 大一 大一 大一 大一 大 大一 大一 大 大一 大 大 大 大 大一 大 大 大 大 大 	原とは22年営 養気 年に、食いべご「営価含、22年の外 額に 1 支臨額らイさ給の、てな1月1費 を従費月し的記払な。を業販記を月で年用 含っ 1 たに入わど 支所	費入の31目(めて 日給支しれ」、払で 及て業までり間(すま) 日か与払てる「 っ働 びく所でできまが業利 入し 平(れだ役時 いて 平(れだ役時 いて で 費) して 例が基だる員 雇 るい	ではあり 2 1年間に要 2 1年間に要 2 1 1 2 本もい。の者 3 1 2 本もい。の者 4 1 2 本もい。の者 5 1 2 の 6 1 3 の 7 1 3 の 8 1 3 の 9 1 3 0 0 0 9 1 3 0 0 0	した費用ついて gを得ない場合 てください。	平記 に め
		外注費	○業務の一部 の形式で多 なお、2	発注した経	を他の企業費を記入し	てください。	請け、その他	-
		媒体費	ション)、 間料、掲i	インターネ 載費、新聞	ネット等の』 折込みチラ	広告実施に必	・ルスプロモー ぶ要な経費(時 ・など)として い。	
		減価償却費		が10万円 を記入して		⑦、機械・設	備・装置など	

番号	調査事項		記入注意
6	年間営業費 用及び年間営 業用固定資産 取得額	土地・	費 用 例 示 ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金
		賃 情報通信機器	● も含めてください。 ○ 有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
		その他	○自動車、複写機、プリンタなど情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高(商品・原材料・部品などの仕入高)、荷造発送
		営業費用 ※営業費用の調3	費、支払手数料(ロイヤリティを含む)、販売手数料、 旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、 租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通 信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・ 建物及び機械・装置以外の賃借料など 査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入して
		ください。損益記 (2)「II 事業所の ① 「事業所の語 22年10月 建物など)の思 なお、この 「0」を記入し ② 年間営業用品	計算書との関係は15頁を参照してください。 D過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」 営業用固定資産取得額」には、平成21年11月1日から平成 31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄にしてください。 固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。 固定資産取得額は、次頁の区分に従って記入してください。

番号	調査事項	記入注	意
6	年間営業費	(つづき)	
	用及び年間営 業用固定資産 取 得 額	機情報通信機器、無線通信機器、放送有械機器シミリ、電子計算機(パンター)	例 示 面額が10万円以上の有線通信 送装置、自動交換装置、ファク ソコン、サーバーなど)、端末 直機附属装置の購入に再した会
		形 設備 額 面 ・ ○耐用年数1年以上で取得	原機附属装置の購入に要した金 価額が10万円以上の工具器 品など(情報通信機器を除く)
7	従 業 者 数	資 土 地 ○土地購入に要した金額 の既存の土地を整備すること 企業・改装に 変 全の他 ○津物の購入、改築・改装に の有形固定 ○給・排水及びガス設備、済備の購入に要した金額 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 本の他取得した有形固定資金 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 上 一 上 上 一 上 上 一 上 上 一 上 上 一 上 上 一 上 上 一 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	要した金額 会暖房用設備などの建物付属設 産の購入に要した金額など い固定資産(法律的権利又は経 と金額をいいます。借地権、ソ 標権、実用新案権、意匠権、電 のります。
		事業所の従業者数について、以下に従って記して個人業主(個人経営の事業主)及び無「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計派遣している人」を含めた人数を男女別になな、貴事業所において個人と契約を紹大業主」に含めるのではなく、「有給役員で記入してください。(別経営の事業所がしている「個人業主」の人も含まれません。②上記①において「別経営の事業所に派遣計」の内数として、その人数を男女別に記る」「総計のほかに別経営の事業所から派遣さ計」の右の別欄に、その人数を男女別に記る。「総計のほかに別経営の事業所から派遣さ計」の右の別欄に、その人数を男女別に記る。「総計のほかに別経営の事業所から派遣さま」の右の別欄に、その人数を男女別に記るがよりに別経営の事業所から派遣さまり、で働いている人とは、労働者派が第出向など出向元に籍があり出向元から総で働いている人及び下請(請負業務)の仕事の後、従業者の各区分の内容は以下によります。	給の家族従業者」、「有給役員」、」について、「別経営の事業所にそれぞれ記入してください。 込ので雇用している場合は、「個人」以降の該当する部門に含め いら派遣されて当該事業所に在籍) している人」がいる場合は、「総 入してください。 されている人」がいる場合は、「総 入してください。 造まにいう派遣労働者のほか、在 は与を受けながら出向先の事業所 として働いている人をいいます。

,	従	業	者	数	(つ	づ	き)										
						雇	用	形息	態区分	•			内	容	例	示		
					1						○個人業 所の第					主で、	実際	にこの事
									無給業)家族従 そけずに				-		、賃金、約
							•	<i>3</i> 2	~ ~		※家族	であって	ても、	実際に	こ雇用	者並み	の賃	金・給与る
											٧١ _°							
																		¶で、 <u>「3 −</u> ≦さい。しぇ
																		の法人・[欄から「(
											· · · · -	を選択し時雇用者						11期 // * り 「(
											外の治	と人・団	体」の	役員	(常勤	、非常	営勤を	」、「会社」 問わない)
					2	۱ ٦	有	給	役	員		쎄、給与 役や理♀						、労務職員
						•					を兼	ねて一方	定の職	務に崩	就き一;	般職員	と同	じ給与規則
																		用者」に行 業務に従 ^り
											さい	0						除いてくア
						常	F	月石	星用	者	を超え	る期間	を定め	て雇用	されて	いる。	\	又は1かり以上働き、
												雇用され				C 4 0 1	. О н	公工 脚で、
								正職	に正社 員なる れている	ع		雇用者の ばれてい		一般	に「正	社員」	、「正	職員」なる
						(_	·°-			,		· - •	,			•	職員」なる
							•	アル	べけな	צ	「アバ		」又は	それ				タイマー」 れている)
							(就業	转 睛間	換	○ Γ ④	パート・フ	アルバ	イトな。	ど」に記	入した	≿従業	者全員の
							:	算雇	用者	数)		時間 (1退 間分) で割						定労働時[:照)
				1		•	•											

	調	查	事	項		記	入	注	意	
7	従	業	者	数	(つづき)					
					雇用形態区分		内	容	例 示	
					⑤ 臨 時 雇 用 者 (常用雇用者以外 の雇用者)					日以内の期間を られている人
					総 計 (①から⑤の合計)					月者」欄に記入
					総計(①~⑤の 合計)のうち、 別経営の事業 所に派遣してい る人	した。派遣し	人のうち、在	也の会社な 又は下請け	ど別経営の事	月者」欄に記入 事業所へ出向・ 会社など別経営
					総計のほかに別 経営の事業所か ら派遣されている人	た人の派遣る	のほかに、作	也の会社な人又は下請	ど別経営事業として他の会	用者」に記入し 終所から出向・ 会社など別経営
					1週間の所定	労働時間 24×4	が 4 0 時間 ÷ 4 0 = 2	の場合。 <u>4</u>		いて、貴事業所
					(4)「Ⅱ 「広告業務」① 「広告業務」い。1人で複数ば、就業時間数	に携わる の業務を	事業従事者兼ねている	数(※参照 場合でも、	その人の主	
					// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ている人」 数をいいる	ー を除き、「 ます。ただ〕	別経営の事 し、別経営(業所から派達 の事業所から	遣されている人 ら派遣されてい
					② この欄では、「 調査項目との関					て頂きますのて

番号	調	査	事	項					記	入	注	<u> </u>	意		
7	従	業	者	数		E) <u>以</u> ては、	<u>、下の</u> 、「糸	各部門 8計のほ	の「うち かに別&		の事業	所から 派遣	<u> 派遣さ</u> されてい	れている \る人」	る人」につい のうち、「』
					Г	部 門	·····································			内		 F	例		
					徻	于 理	E f	郑 門	務に ※有給	従事する	人 ち、「広	告業務			などの業 受員は、こ
						※う	ち、別	経営の	事業所か	ら派遣され	ているノ	人(以下	の部門に	区分につ	いても同じ)
					挡	*		部 門	告主	の意向をの立案し	自社内	の各部	門への	伝達、	る窓口、広 または広告 美務に従事
					梨	E (4	*	部 門		媒体企業 事する人	(新聞	社、放	(送局な	ど) との	連絡業務
					伟	IJ 1 1	F #	形 門	○テレ する ○ダイ	ビ、ラジ 人	オのコール、	マーシ カタロ	イヤルや グなど	番組制化	送事する人 作等に従事)広告、宣
								が部門		主の製品事する人	分析、	市場分	·析、広	告企画な	よどの業務
						P	・ P	R· 他	リレ		ズ(P		,		ペブリック ご上記以外

「損益計算書」と「年間営業費用」との関係

『広告業調査票の場合』

損益計算書	特定サービス産業実態調査
(自 平成××年×月×日	における
至 平成××年×月×日)	営業費用項目
I 売上高 (営業収入)	
Ⅱ 売上原価(営業原価)	
・人件費	「給与支給総額」
・外注費	「外注費」
・広告時間枠購入費、媒体費	「媒体費」
・減価償却費(※)	「減価償却費」
• 賃借料	「賃借料」
・仕入高(商品・原材料・部品などの仕入高)	「その他の営業費用」
・消耗品費 ・著作権、特許、商標等使用料	
など	
Ⅲ 販売費及び一般管理費	
・販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
・賃金 ・手当(通勤手当を含む) ・賞与	
外注費	「外注費」
・減価償却費 (※)	「減価償却費」
・不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
・販売手数料 ・荷造費 ・運搬費 ・広告宣伝費	
・見本費・保管費・福利厚生費	
・販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」
・旅費・交通費	
・通信費 ・水道光熱費 ・消耗品費 ・租税公課 ・修繕費	
・保険料 ・支払手数料(ロイヤリティを含む)	
など	
営業利益 ×××	

特定サービス産業実態調査の「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の金額を記入してください。

例えば、特定サービス産業実態調査の「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合計を記入し、特定サービス産業実態調査の「減価償却費」には、「売上原価」の減価償却費と「販売費及び一般管理費」の減価償却費の合計を記入してください。

この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づいて行われている基幹統計調査です。

統計法 (平成十九年法律第五十三号)(抄)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
 - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において 特に重要な統計

第二章 公的統計の作成

(報告義務)

- 第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために 必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。) 又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(立入検査等)

- 第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 調査票情報等の保護

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

- 第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- 第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を 拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者